

「ごみ減量・もったいないねット山形」

設 立 総 会 次 第

平成 18 年 12 月 16 日（土）

午後 1 時 30 分～午後 3 時

市役所 11 階 大会議室

1 開 会

2 発起人代表あいさつ

3 設立の経過・趣旨

4 議長選出

5 議案審議

第 1 号議案 規約について

第 2 号議案 役員の選任について

第 3 号議案 平成 18 年度事業計画及び収支予算について

6 来賓祝辞

7 ごみ減量・もったいないねット山形リレートーク

8 閉 会

ごみ減量・もったいないねット山形 設立趣旨書

今日、どんなごみを捨てましたか。まだ使えそうなのに、もったいないと感じたことはありませんか。ごみとして捨てられてしまえば、その多くは燃やされたり、埋め立てられたりしています。

ごみとはいえ、もとは限りある資源からつくられたものです。

これからは、資源の無駄使いをしない、できるだけ環境へ負担をかけないといった循環型の社会を目指す必要があります。

そのためには、家庭や企業における「①ごみを減らす」「②繰り返し使う」「③再び資源として活用する」といったごみ減量に対する自発的な取り組みが求められています。

ごみ減量には関心を持っていても何からはじめたらいいのか分からないといった人や企業も多いのではないのでしょうか。このような方に対してごみ減量に関する身近な方法や様々な取り組みを共有することで、ごみ減量に取り組む新たな市民や企業の方が増え、さらなるごみ減量と資源を大切にする社会の形成が期待されます。

これまでのごみ減量は、どちらかといえば行政が発案し、市民が協力するといった形で行われてきましたが、これからは、市民、事業者や行政が、それぞれの視点を活かしながら、共に考え、また協力・連携するといった取り組みがますます重要になってきているのではないのでしょうか。

楽しみながら出来るごみ減量アイデアを見つけて、ひとつひとつ実行するうちに、ごみが減り資源を大切にする暮らしが身に付くことでしょう。

このため、市民、事業者、各種団体及び行政がごみ減量について共に考え、また、ごみ減量活動に取り組む場として、また、身近なごみ減量及び資源の再利用に関する情報発信する場として「ごみ減量・もったいないねット山形」を設立することとなりました。

平成18年11月吉日

設立発起人代表

菅野 節子（山形市女性団体連絡協議会会長）

設立発起人

五十音順

江口 幸雄（山形市シルバー人材センター常務理事）

奥野 弘（山形市環境保健推進協議会副会長）

佐藤 吉子（JAやまがた女性部南沼原支部長）

鈴木 隆男（山形市再生資源協同組合事務局理事）

長瀬 洋子（山形商工会議所女性会理事）

森谷 京子（山形市消費者連合会運営委員）

渡辺 裕子（やまがた育児サークルランドおやこ広場チーフ）

安達 重晴（山形市環境部長）

《第1号議案》

ごみ減量・もったいないねット山形 規約

(名称)

第1条 この会は、「ごみ減量・もったいないねット山形」(以下「会」という。)という。

(目的)

第2条 この会は、市民、事業者、行政が、山形市域におけるごみの減量及び資源の再利用(以下「ごみ減量等」という。)を推進するために、共に考え、実践し、相互に協力・連携を図り、循環型社会の形成をめざす。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ごみ減量等のための情報発信
- (2) ごみ減量等のための実践活動
- (3) その他、この会の目的を達成するための必要な事業

(会員)

第4条 この会の会員は、市民、市民団体、事業者、事業者団体及び山形市で構成する。

(入会・退会)

第5条 入会しようとする者は、入会申込書を提出することとする。

2 退会するときは、退会届を提出することとする。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 10名以内
- (4) 監事 2人

(役員の選任)

第7条 役員は、総会において会員のうちから選任する。

2 副会長のうち、1人は山形市のごみ減量を所管する部長が務める。

3 前条にあげる役員は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、会長の指示により、会務を処理する。

4 監事は、会計を監査し、その結果を会に報告する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(アドバイザー)

第10条 この会に、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、必要に応じ会長が依頼する。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 総会の議長は、会長とする。

(総会の定足数)

第12条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した者は出席者とみなす。

(経費)

第13条 この会の経費は、市の補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画および収支予算

(3) 事業報告および収支決算

(4) その他、この会の運営に関する重要な事項

(議決)

第16条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第17条 役員会は、会長、副会長、及び幹事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長とする。

3 役員会は、総会に付議する事項、会の運営に関する事項等を審議する。

(事務局)

第18条 当分の間、事務局を山形市のごみ減量を担当する課に置く。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、役員会において別に定める。

附 則

1 この規約は、平成18年12月16日から施行する。

2 この会の設立当初の役員の任期は、第9条1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年総会の日までとする。

役員の選任について

役 員	氏 名
会 長	菅 野 節 子
副会長	奥 野 弘 安 達 重 晴
幹 事	佐 藤 吉 子 長 瀬 洋 子 森 谷 京 子 渡 辺 裕 子
監 事	江 口 幸 雄 鈴 木 隆 男

平成18年度事業計画

1 ホームページの開設

「ごみを減らす（Reduce リデュース）」「繰り返し使う（Reuse リユース）」「再び資源として活用する（Recycle リサイクル）」といった3つの^{あーる}Rの推進に向けて、情報発信や情報交換を行うため、18年度は、ホームページを開設し会の概要を掲載し会員の募集を実施する。

2 （仮称）エコショップ認定店基準検討

消費の際のごみ減量と販売の際のごみ減量・リサイクルを推進に向けて、ごみ減量やリサイクルに取り組んでいる店舗を対象とした独自認定制度の確立及び認定を行うため、18年度は、店舗を認定するための考え方や基準等の検討を行う。

3 事業計画作成

会員による事業の提案、企画及び実践を行うため、19年度の事業計画を作成する。

平成18年度収支予算

(単位:千円)

収入の部			
科目		予算額	摘要
大科目	中科目		
補助金収入		1,100	
	山形市補助金	1,100	山形市からの補助金収入
その他収入		10	
	その他収入	10	協賛金
		1,110	

支出の部			
科目		予算額	摘要
大科目	中科目		
管理費		250	
	会議費	40	役員会, 設立総会
	事務費	210	事務用品・消耗品費 通信費
事業費		850	
	情報発信事業費	750	HP 開設委託料 サーバー料 OA機器購入費
	実践活動事業費	100	情報収集・情報普及 エコショップ認定店基準検討 事業計画作成
予備費		10	
合計		1,110	